Rotary 第2820地区
Tsuchiura South Rotary Club Weekly Report 編集 土浦南RC会報委員会

土浦南ロータリークラブ 週報

会長 伊東 和幸　幹事 説田 賢哉
■ 例 会 場　L'AUBE kasumigaura TEL.029-875-8888
■ 例会日時　火曜日　12:30～13:30
■ 事 務 局　土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
■ ホームページ　http://tsuchiura-south-rc.com
■ Eメール　t_minami@lapis.plala.or.jp

2022～2023年度
国際ロータリーテーマ

イマジン ロータリー

2023年5月23日　33号

2023年5月16日　第2例会報告

地区HP　地区行事予定

1．点　　鐘　伊東和幸会長
2．ロータリーソング斉唱
　（奉仕の理想）
3．5月結婚記念日の紹介　親睦活動委員会
4．委員会報告　井坂雄祐ＳＡＡ
5．ニコニコBOXの発表　池田あゆみ副ＳＡＡ
6．会員卓話
7．出席状況報告　出席委員会
8．点　　鐘　伊東和幸会長
9．ロータリーソング斉唱
　（それでこそロータリー）

（司会進行：井坂雄祐ＳＡＡ）

本日のプログラム
土浦商工会議所 青年部会長 塚原建様をお迎え致します。

次週のプログラム
5月30日(火)の例会は休会，6月6日(火)は，2023-24年度クラブ協議会です。委員会毎の話し合いを致します。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メークアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
84	59	7	72.84	1・4・8	17・18	6	80.25

【委員会報告】

親睦活動委員会　　横　山　恭　教　委員長

各テーブルの上に案内を置かせて頂いておりますが，6 月 29 日木曜日に，土浦ロータリークラブとの合同懇親会が開催されます。場所は L'AUBE になります。時間は 18 時半から，参加費は 7,000 円です。奮ってのご参加，どうぞ宜しくお願い致します。

会員増強委員会　　森　　浩　一　委員長

入会推薦申込書を頂いておりますのでご紹介させて頂きます。推薦者は伊東会長と和泉会員でございます。氏名 五木田 宏様，事業所名が株式会社 GOKITA，事業所所在地が土浦市荒川沖東ということになっております。異議のある方は 1 週間以内に申しつけください。なき場合は承認させて頂きます。

例会休会のお知らせ　　井　坂　雄　祐　ＳＡＡ

今月の例会の予定ですが，30 日は休会となります。スケジュール確認，宜しくお願い致します。

【会員卓話】

飯　野　　豊　会員

本日はこのような貴重な機会を頂きありがとうございます。せっかくなので自己紹介させて頂きます。私は生まれも育ちも土浦市大町になります。私には 3 つ上の兄がいまして土浦商工会議所に勤めておりますので，関係する方が多いかと思います。いつも兄共々お世話になっておりまして，改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。

皆様は来年 4 月から相続登記が義務化されるのはご存じでしょうか？

新聞やテレビなどで伝えられていますので聞いたことはあるかと思います。具体的にどのように変わるかと言うと，相続が発生した時から 3 年以内に相続登記をする事になりました。罰則も設けられており，違反すると 10 万円以下の過料になります。なぜ相続登記が義務化されたかと申しますと，そこには所有者不明土地のキーワードがあります。所有者不明土地とは，所有する土地の隣接地の草刈りお願いしたが，登記簿を調べてみても何何権左衛門等，いかにも現在存在していない人の名前が記載してあり何処に草刈りをお願いしていいかわからないような土地のことを指します。このような土地は日本全国集めると約九州と同じ面積になると言われています。現時点でこのような状態ですので，今後さらに面積が増えることが予想されます。そこで国が対策としまして，本腰を入れて決めた法律が相続登記義務化になります。

また，合わせて民法も改正になりまして，新たな制度として皆様にとっても良い制度がありますのでご紹介致します。それが自筆証書遺言書保管制度になります。こちらの制度は遺言書を法務局のほうで保管してくれる制度になります。今までも似ている自筆証書遺言制度は存在していますが，こちらについては亡くなった後に家庭裁判所の検認が必要であり，万が一にも改ざんを疑われてしまうと無効になってしまいます。せっかくの遺言書が意味を成さないという事になってしまいます。もう一つの制度として公正証書遺言制度があります。こちらについては公証人役場にて承認するのですが，費用が財産の価格に応じた手数料が生じ大変に高価になります。そこで新たに自筆証書遺言書保管制度が出来ました。一番のメリットとしては手数料が3,900円と非常に安価であることです。また，何度でも書き換えることが可能ですので，この土地は長男に，この土地は次男に相続することを考えていたが，数年後に心変わりをして，この土地は次男に相続させようと思ったら書き換える事が可能です。先日法務局登記官と話した際に聞いたのですが既に茨城県管内で2万件以上の利用がされているとの事です。

またもう一つ新たな制度が出来ました。それは，相続土地国庫帰属制度になります。こちらの制度は令和5年4月27日から運用開始した制度ですので，まさに今始まった制度になります。その名の通り相続した土地を国に帰属できる制度ですが，今までも物納と言う制度は有りました。但し物納できる土地と言うのは駅前の一等地などで，田畑などの農地や雑木林や山林は物納できませんでした。しかし，今回の制度ではそのような土地でも国に帰属できます。例えを話しますと，皆さんが今，畑をもっているとします。現在はご自分で耕作をしたり，親戚が耕作したりしているので問題はないでしょうが，歳をとれば耕作できなくなりますし，親戚から耕作できなくなったから土地を返すと言われた時に，ご自身で管理をしないといけません。畑は，一年も管理をしなければ，すぐに草が伸び放題になってしまいます。そのままで問題が無ければいいのですが，いつのまにか隣に家が建ち，その方から草刈りをして欲しいと言われた時に，ご自身で出来なければ業者に頼むしかありません。

また，この制度には帰属できる土地に要件があります。建物が建っている土地，抵当権などが付いている土地，通行権がある土地，土壌汚染されている土地，境界が明示されていない土地，または境界で争いがある土地，以上これらの土地は帰属できません。さらに国はただでは土地を貰ってくれませんので，国に最低でも20万円を支払う必要があります。また土地の大きさや評価額によってはさらに金額が上がります。

お金を払ってまで土地を手放さなくともいいやとお考えになると思います。しかし，耕作できない土地の草刈りを業者に頼むと，面積にもよりますが年間10万円以上掛ります。それが1年2年ならまだしも今後永遠に発生する訳です。そう考えると国庫帰属も選択肢としてはあるのではないでしょうか。

先日，登記官と話しておりましたが，既にこの制度は5年後に見直しをすることになっているようです。5年後にどのような制度になっているかを私なりに考えますと，今の金額では到

底国が管理できないので金額が大分上がるか，若しくは，帰属を一時受け付けなくなると思っています。国が土地の帰属を受ければ今後の管理は国がしないとなりません。10 坪ほどの土地もあれば 100 坪の土地もあり，そのような土地がまとまっておらず，日本全国に分散されていきますので管理が大変になります。ですので，国庫帰属を考えている方はお早目に対応するのが良いかと思います。

最後になりますが弊社の案内をさせて下さい。清野先生のアドバイスの基，チラシを作成しました。相続は必ず発生します。また，相続登記義務化によって土地を相続しないことはできません。ならば事前に対策する必要が出てきます。いざ自分が亡くなるような状況になって対策を考えても手遅れです。ご自分の所有する土地を資産価値のある土地と資産価値の無い土地に分け，資産価値のある土地は売却などをしてご自分の老後の資金にしっかりと充て，資産価値の無い土地については売れないのであれば国庫帰属も選択として必要かと思います。弊社ではそのような相談を請け負っております。

また，相続法改正について詳しく知りたい事業者様ありましたら喜んで説明にお伺いますのでいつでもお申しつけください。ご清聴ありがとうございました。